

徳島県奨学生の未収金に対する支払督促の実施について

1 趣旨・目的

徳島県奨学生の未収金の額や滞納者数は年々増加しており、再三の督促(電話、文書、訪問)等の一連の返還指導にもかかわらず、返還を行わない長期の滞納者に対して、平成25年度から法的措置(支払督促)を実施している。

本年度においても同様の措置を実施することにより未収金の削減を図るとともに、一層の歳入確保と新たな未収金の発生を防止することを目的とする。

2 支払督促について

支払督促は、確定判決と同じ効果を簡易・迅速に得られる手段であり、金銭等の給付を求める請求について、債務者が債権の存在そのものは争っていない場合などに多く利用されている。

簡易裁判所が、債権者の申立てを書面のみで審査し、債務者に対して金銭の支払いを督促する制度である。

支払督促の申立てには議会の議決を要しないが、債務者から異議の申立てがあった場合は、通常の訴訟に移行し、「訴えの提起」として議会の議決が必要になる。

3 導入による効果

- (1) 返還者の公平性・公正性が維持できる。
- (2) 貸与財源となる歳入が確保できる。

4 支払督促の対象者

- (1) 過年度滞納分について再三の督促(電話、文書、訪問)等の一連の返還指導にもかかわらず、1年以上返還がない長期の滞納者
- (2) 住所地が明らかな者
- (3) 法的措置を講じることで、返還が可能であると見込まれる者
- (4) 支払督促の相手方は、原則として奨学生及び連帯保証人とする。

但し、奨学生又は連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当し、返還することが極めて困難な場合は、当分の間、支払督促の申立ては行わないものとする。

- | | |
|---|---|
| ① 長期療養のとき
② 罷災のとき
③ 生活保護法による保護を受けているとき
④ 生活困窮のとき |] |
|---|---|

5 対象者の選定

福祉部局の職員や学識経験者(法律・経済)等からなる「徳島県奨学生の返還に係る未収金対策会議」において、専門的な見地から公平性に配慮して対象者を決定する。

6 スケジュール

- | | |
|------|-------------|
| 7月初旬 | 支払督促の予告通知発送 |
| 8月下旬 | 支払督促の申立て |